

令和3(2021)年度 決算報告

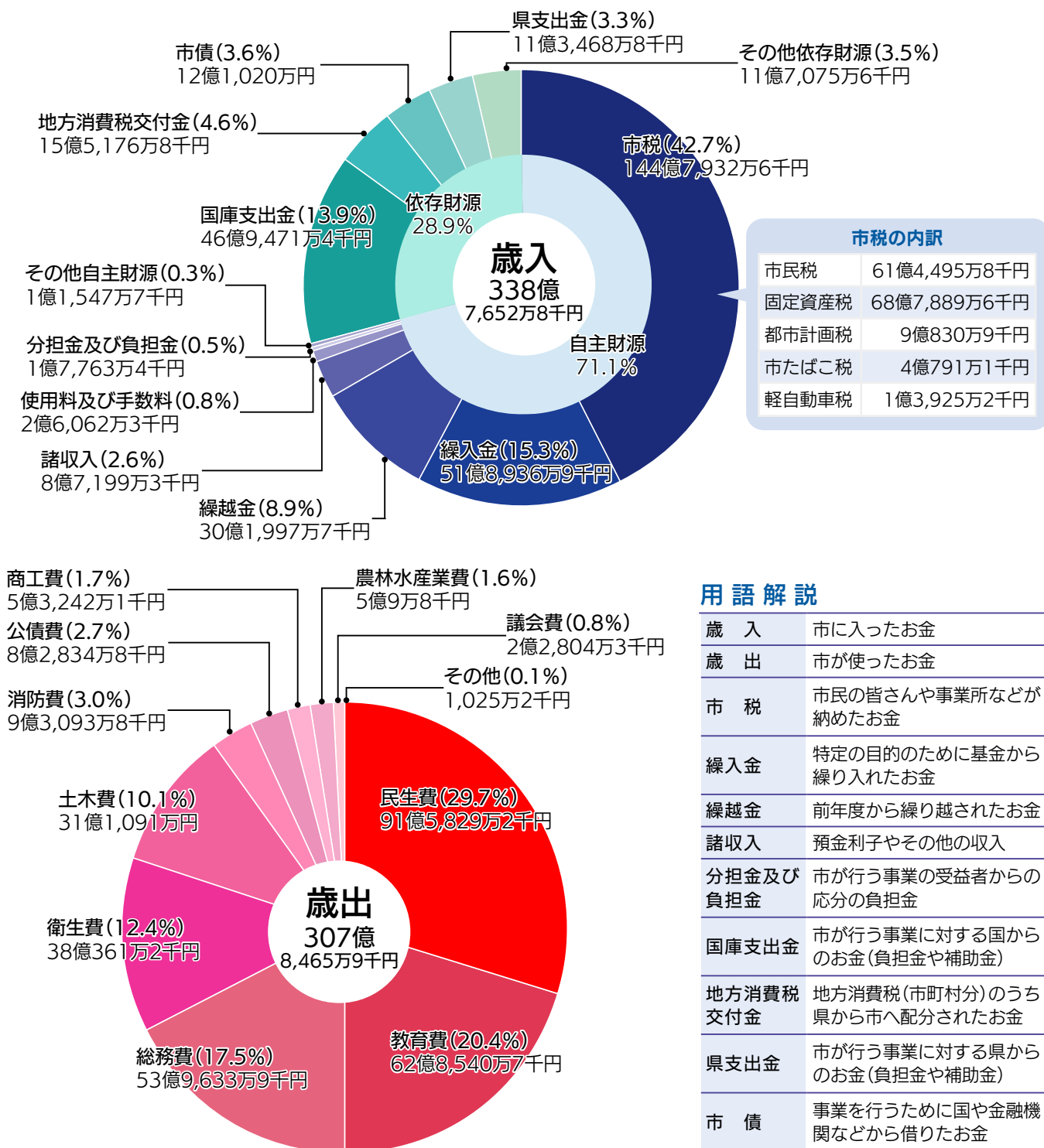
財政課 ☎32-8002
FAX 76-5021

皆さんに納めていただいた税金などが、どのように使われているのかを知っていただくため、市の決算状況をお知らせします。

令和3(2021)年度の一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入419億4,123万円、歳出385億6,455万1千円でした。前年度と比較すると、歳入で6億5,517万5千円の減額、歳出で4億7,240万3千円の減額となりました。

計画的かつ効率的な行財政運営により、令和3(2021)年度の一般会計では、実質収支(歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から翌年度へ繰り越すべき財源を除いたもの)で、26億4,903万6千円の黒字決算となりました。

一般会計



用語解説

歳入	市に入ったお金
歳出	市が使ったお金
市税	市民の皆さんや事業所などが納めたお金
繰入金	特定の目的のために基金から繰り入れたお金
繰越金	前年度から繰り越されたお金
諸収入	預金利子やその他の収入
分担金及び負担金	市が行う事業の受益者からの応分の負担金
国庫支出金	市が行う事業に対する国からのお金(負担金や補助金)
地方消費税交付金	地方消費税(市町村分)のうち県から市へ配分されたお金
県支出金	市が行う事業に対する県からのお金(負担金や補助金)
市債	事業を行うために国や金融機関などから借りたお金

特別会計

特定の事業を行うための収入・支出について、一般会計と区別して経理が行われる会計です。

会 計	歳 入	歳 出
国民健康保険特別会計	46億712万5千円	44億1,877万4千円
介護保険特別会計	27億3,905万6千円	26億4,503万1千円
保険事業勘定	26億8,572万1千円	26億408万円
介護サービス事業勘定	5,333万5千円	4,095万1千円
後期高齢者医療特別会計	7億1,852万1千円	7億1,608万7千円
合 計	80億6,470万2千円	77億7,989万2千円

企業会計

独立採算制を原則とした、企業の色合いの強い事業を行う会計です。

※△はマイナスを表します。

下水道事業

区 分	決算額
事業収益	17億6,154万8千円
事業費用	17億3,006万3千円
事業収支	3,148万5千円
資本的収入	5億1,993万4千円
資本的支出	8億691万9千円
資本的収支	△2億8,698万5千円

病院事業

区 分	決算額
事業収益	31億7,860万円
事業費用	28億8,097万4千円
事業収支	2億9,762万6千円
資本的収入	4億4,874万7千円
資本的支出	5億1,563万8千円
資本的収支	△6,689万1千円

市民1人당に使われたお金は…

50万2,869円

※令和4(2022)年4月1日現在の人口6万1,218人で算出。

民生費



社会福祉や高齢者、障がい者、児童福祉などに

14万9,601円

教育費



学校教育や生涯学習、スポーツ振興などに

10万2,673円

総務費



戸籍や統計、選挙、徴税、交通安全などに

8万8,150円

衛生費



保健事業や公害対策、廃棄物処理などに

6万2,132円

土木費



道路や河川、公園の整備や都市計画などに

5万817円

消防費



消防や火災、水害、地震などの災害対策に

1万5,207円

公債費



市が国や金融機関などから借りたお金の返済に

1万3,531円

商工費



商工業の振興や観光事業などに

8,697円

農林水産業費



農業振興や地籍調査、緑化推進などに

8,169円

議会費



議会活動や議員報酬などに

3,725円

労働費



勤労者の支援や勤労者施設の管理運営などに

167円

健全化判断比率・資金不足比率

健全化判断比率とは、市の財政が健全に運営できているかを判断する指標のこと。資金不足比率とは、下水道事業会計と病院事業会計について赤字の程度を示したもの。

みよし市は、全ての比率で基準を大きく下回っているため、**財政構造の健全性が保たれている**といえます。

健全化判断比率	比率	基準値
実質赤字比率 一般会計などの赤字の比率	— ※1	12.69
連結実質赤字比率 市全体の赤字の比率	— ※1	17.61
実質公債費比率 市全体の借入金返済額の大きさを示す比率	2.3	25.0
将来負担比率 将来負担すべき実質的負債の比率	— ※2	350.0

資金不足比率

下水道事業会計と病院事業会計について、いずれも資金不足額はありませんでした。

※1 本市が黒字であるため算定されません(実質黒字比率は14.57%、連結実質黒字比率は24.66%)。

※2 将来負担額を上回る基金などの財源があるため算定されません。

つかもと み ち お きょくじつたんこうしょう
故塚本三千雄元町長旭日単光章受章

秘書課 ☎32-8032 FAX34-6008

地方自治の発展や公共事業の推進に対し功労のある人に贈られる勲章である旭日単光章を、元三好町長の故塚本三千雄さんが受章し、10月18日(火)に愛知県知事から受章伝達されました。塚本さんは平成5年(1993)年11月執行の三好町長選挙において、町職員、助役として長年培われた人望と豊かな識見が評価され、三好町長に初当選。その後も卓越した先見性と実行力により町政を先導、平成9(1997)年11月に再選し、2期8年にわたり本市の発展に大きく貢献されました。

都市基盤の分野では、将来のまちづくりを見据え、中心市街地の活性化や商業振興発展の必要性から大型商業施設の誘致を行い、現在のイオン三好アイ・モールの立地に至りました。また他市町村に先駆け下水道の整備や福祉バス(現在のさんさんバス)を運行するなど生活環境の整備を進

められました。

福祉や医療の分野では人口の増加や医療技術の進展に対応するため、平成13(2001)年5月に町民病院を現在の市民病院に移転新築させ、当時としては先進的な電子カルテシステムの導入やリハビリが受けられる地域の基幹病院として開院。併せて在宅介護支援センターや訪問看護ステーションなどの体制を充実させました。

在任当時は、環境への意識が現在ほど高くない中で町内初となるリサイクルステーションを設置し、資源の有効活用やゴミの減量化にも取り組みました。この他、福祉や教育、生涯学習の各分野における施設、環境の整備にも積極的に取り組みを進めました。在任中に実施した施策は、今なお市民生活や行政サービスに息づいており、市政の発展に多大なる貢献をされました。



塚本元町長は、去る5月7日にお亡くなりになりました。塚本さんの功績に感謝するとともに、謹んでお悔やみを申し上げます。

【町長、助役時代の主な実績】

●平成2(1990)年

三好丘小学校開校
三好町観光協会設立

●平成3(1991)年

三好丘行政区誕生

●平成4(1992)年

明知保育園開園
三好丘緑、三好丘旭行政区誕生
三好丘派出所開所

●平成5(1993)年 12月～町長に就任

東名三好インターチェンジ開通
三好丘桜行政区誕生
文化センターサンアート(現在のカネヨシプレイス)オープン
町政35周年を機に「いいじゃん踊り」誕生

●平成6(1994)年

筋生保育園開園
'94三好カップ国際レディースカヌー大会開催
わかしゃち国体夏季大会(カヌーレーシング)開催
ケーブルテレビ「ひまわりネットワーク」開局

●平成7(1995)年

アメリカ合衆国コロンバス市と友好都市締結
緑と花のセンター「さんさんの郷」開所

●平成8(1996)年

女性消防団発足
訪問看護ステーション、地域福祉サービスセンター開所
境川流域関連公共下水道通水

●平成9(1997)年

緑丘小学校開校
東郷美化センターの新ごみ焼却施設完成

●平成10(1998)年

町制施行40周年記念式典
全国健康福祉祭(ねりんピック)'98 開催

●平成11(1999)年

みよし悠学カレッジ開校
資源ごみの分別収集開始
福祉バス(現在のさんさんバス)試行運転開始

●平成12(2000)年

町民情報サービスセンター「サンネット」開所
北海道士別市と友好都市締結
町内初のリサイクルステーション設置
イオン三好アイ・モールオープン

●平成13(2001)年

コミュニティFM「ラジオ・ラヴィート」開局
三好町民病院移転新築
さんさんバス本格運行開始

教育長・教育委員の就任および教育長職務代理者の指名

教育行政課 ☎32-8028 FAX34-4379

みよし市教育長^{いませよしえ}今瀬良江さんおよび教育委員^{はらぐち ゆりこ}原口百合子さんの任期が令和4(2022)年9月30日をもって満了となり、新たに教育長に^{ますおかじゅんいちろう}増岡潤一郎さん、教育委員に^{しみずもとこ}清水素子さんが就任されました。教育長の任期は令和7(2025)年9月30日までの3年間、教育委員の任期は令和8(2026)年9月30日までの4年間です。

みよし市教育委員会は臨時教育委員会を開き、増岡教育長が教育長職務代理者に^{すずき ちさと}鈴木千郷さんを指名しました。



教育長
増岡潤一郎さん



新教育委員
清水素子さん



教育長職務代理者
鈴木千郷さん

戦没者追悼式

福祉課 ☎32-8010 FAX34-3388

戦没者を追悼し、平和を恒久的なものとして若い世代へ継承していくための平和の式典です。

日時 11月9日(水) 10:00～11:00(受け付けは9:30～)

場所 カネヨシプレイス(旧サンアート)小ホール

対象 市内在住 **費用** 無料

申込 不要。当日一般受け付けへ直接

※平服でお越しください。



生涯学習新春講座

生涯学習推進課 ☎34-3111 FAX34-3114

サンライブでは、さまざまな内容の講座を「春夏」「秋冬」「新春」の年3期に分けて開催しています。今回は1月から開講する「新春講座」の受講生を募集します。講座や申し込み方法など詳しくは、今月号の折り込みまたは「新春講座案内」(11月1日(火)からサンライブ、市役所1階情報プラザ、サンネット、ホームページで閲覧可)をご覧ください。

対象 15歳以上(中学生を除く。市内在住・在学・在勤優先)



ホームページ



市税などの納期 納税課 ☎32-8051 FAX76-5103

市税などの納付は便利で安心な口座振替をご利用ください。
※口座振替は市内の指定金融機関へ直接お申し込みください。市外の本支店などで申し込む場合は納税課までご連絡ください。

(普)…普通徴収

区分	納付期限
固定資産税・都市計画税	3期 12月26日
国民健康保険税(普)、介護保険料(普)、後期高齢者医療保険料(普)	5期 11月30日 6期 12月26日

みよし市の人口

(令和4(2022)年10月1日現在)

人口 61,439人(+41人)

男性 31,495人(+30人)

女性 29,944人(+11人)

世帯数 25,369世帯(+28世帯)

※()は前月比

新春みよし市マラソン駅伝大会 スポーツ課 ☎32-8027 FAX34-6030

「新春のみよしを駆け抜けろ!」をキャッチフレーズに開催する、新春みよし市マラソン駅伝大会の参加者を募集します。マラソンの部の部門新設および駅伝の部のコース変更を行います。自分の走力に合った種目で、いい汗を流してみませんか。



ランネット

日時 令和5(2023)年1月29日(日)8:40~12:40

場所 三好公園陸上競技場(主会場)および三好池周辺道路

費用 ジョギングの部…一般1,000円、中学生以下500円

マラソンの部…一般2,000円、中学生以下500円

駅伝の部…1 チーム12,000円

申込 12月1日(木)までにランネットから申し込み、または参加申込書(総合体育館、市役所2階教育委員会、サンネット、サンライブ、市民病院、カネヨシプレイス(旧サンアート)、さんさんの郷、三好池カヌーセンター、保田ケ池カヌーポロ競技場で配布)に必要事項を記入し、参加費を添えて郵便局、またはスポーツ課(総合体育館内)へ直接。ただし、駅伝の部はランネットからの申し込みのみ(2部~4部は先着で100チームまで)



	部	種 目	スタート時刻	距 離	参加資格・スタート区分	
ふれあいジョギング			9:15	1.6km	5歳以上で健康な人	
マ ラ ソ ン	1	小学生男子A	9:35	1.6km	小学生男子(1～3年生)※3部と同時スタート	
	2	小学生男子B	9:25		小学生男子(4～6年生)※4部と同時スタート	
	3	小学生女子A	9:35		小学生女子(1～3年生)※1部と同時スタート	
	4	小学生女子B	9:25		小学生女子(4～6年生)※2部と同時スタート	
	5	中学生男子	9:45	2.5km	中学生男子※6部と同時スタート	
	6	中学生女子	9:45		中学生女子※5部と同時スタート	
	7	一般男子A	10:20	5.7km	35分以内で完走できる39歳以下の男性(中学生以下を除く)※7～10部は同時スタート	
	8	一般男子B	10:20		35分以内で完走できる40歳以上の男性※7～10部は同時スタート	
	9	一般女子A	10:20		35分以内で完走できる39歳以下の女性(中学生以下を除く)※7～10部は同時スタート	
	10	一般女子B	10:20		35分以内で完走できる40歳以上の女性※7～10部は同時スタート	
	11	一般男子	9:55	10.0km	70分以内で完走できる男性(中学生以下を除く)※11部・12部は同時スタート	
	12	一般女子	9:55		70分以内で完走できる女性(中学生以下を除く)※11部・12部は同時スタート	
●1.6kmコース 陸上競技場スタート ⇒ 三好池本堤防 ⇒ 陸上競技場ゴール						
●2.5kmコース 陸上競技場スタート ⇒ 三好池カヌーセンター(折り返し) ⇒ 三好池本堤防 ⇒ 陸上競技場ゴール						
●5.7kmコース 陸上競技場スタート ⇒ 三好池周回道路(およそ1周) ⇒ 陸上競技場ゴール						
●10.0kmコース 陸上競技場スタート ⇒ 三好池周回道路(およそ2周) ⇒ 陸上競技場ゴール						
駅 伝	1	地区対抗	10:50	14.3km	行政区で構成された中学生以上6人※	各部ともチームに女性を2人以上含むこと ※1部の地区対抗のみ、女性を50歳以上の男性におきかえ可能です。
	2	中学生			中学生6人	
	3	一般			中学生以上6人	
	4	高校生			高校生以上6人(各校単位)	
	●区間距離／1区(2.6km)・2区(1.9km)・3区(0.9km)・4区(3.4km)・5区(0.9km)・6区(4.6km) ●駅伝基準タイム(基準タイムをオーバーした時点で繰り上げスタートもしくは棄権とする) 第1中継点(スタート20分後)・第2中継点(スタート32分後)・第3中継点(スタート39分後)・第4中継点(スタート58分後) ・第5中継点(スタート65分後)					

市民病院救急診療の休診 市民病院 ☎33-3300 FAX 33-3308

電気事業法による病院内の電気設備点検実施のため、下記の時間帯で救急診療を休診します。ご理解とご協力をお願いします。

臨時休診日

11月12日(土) 8:30~17:15



みよしレクリエーション・スポーツフェスタ2022 スポーツ課 ☎32-8027 FAX 34-6030

いつでも、どこでも、誰とでも、気軽に楽しめるレクリエーション・スポーツを中心とした「みよしレクリエーション・スポーツフェスタ2022」を開催します。皆さんのご参加をお待ちしています。



ホームページ



電子申請
届出システム

日時 12月10日(土)8:30~12:00(受け付けは8:30~8:55)

場所 三好公園総合体育館アリーナ、剣道場、柔道場

内容 カローリング、ポッチャ、みよし鬼ごっこ、スラックライン、輪投げ、風船ダーツ、ディスグッター、ラダーグッター、総合型地域スポーツクラブ体験ブース(空手、キンボール、シャフルボード)など

対象 市内在住・在学・在勤または市内活動グループ

費用 1人20円(当日集金)

持物 室内用シューズ

申込 ①11月30日(水)までに申込用紙(スポーツ課で配布、ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入しスポーツ課へファクス、または直接、②あいちみよし市電子申請・届出システムから



カローリング



みよし鬼ごっこ

当日来場予定!



さかもと きよふみ
坂元 享文さん
(スポーツ推進委員)

令和4(2022)年7月に、日本で25人目のカローリングインストラクターSA級を取得。カローリングの普及に努めています。

みんなで住みやすいまちをつくりましょう 環境課 ☎32-8018 FAX76-5103

誰もが住みやすいまちにするために、一人一人が周りの人に配慮した環境に優しい行動を心掛けましょう。

野焼きは法律により原則として禁止されています

個人または事業者から排出される廃棄物は、法令で決められた処分方法により処分することとされています。少量であっても屋外で焼却する行為(野焼き)は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により原則として禁止されています。野焼きによって発生する煙は、その臭いが洗濯物につくなど、近隣住民にとって迷惑になります。また野焼きが原因で火災が発生する恐れもあります。年末にかけて家庭内の掃除を行う機会が多くなる時期となりますが、野焼きは行わないようお願いします。



ホームページ



家庭ごみの出し方のマナーを守りましょう

家庭ごみは決められた地区のごみ集積場所に、市指定のごみ袋に入れて、収集日当日の朝8:30までに出してください。収集日以外は、絶対にごみを出さないでください。収集日以外にごみを出すと、ごみから悪臭が発生したりカラスや猫などによってごみが散乱したりするなど、近隣住民にとって迷惑になります。



ごみ分別促進
アプリさんあ〜る

家庭ごみを出す際は、ごみの分別にもご協力をお願いします。ごみカレンダーやごみの出し方については、ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」でもご覧になることができます。



犬のふんは責任を持って始末しましょう

犬のふんを放置することにより、道路や公園が汚れてしまいます。また、自宅の前に犬のふんが放置されて迷惑している住民もいます。犬の散歩に出かけるときは犬の排泄物でまちを汚さないよう、ビニール袋、ちり紙などを持って出かけ、飼い主は責任を持って始末をしましょう。「みよし市ポイ捨て等の防止に関する条例」の規定により、犬のふんを片付けることは飼い主の責務となっています。



草木の適正な管理をしましょう

自宅の敷地や自身が所有する土地(空き地など)の草木について、適正な管理を心掛けましょう。草木が伸びることで、隣地の住民に迷惑がかかることがあります。定期的な剪定や落ち葉の掃除をすることで、お互いに気持ちのよい環境をつくりましょう。



ごみのポイ捨ては条例で禁止されています

空き缶、ペットボトル、食品容器、たばこの吸い殻などを路上や敷地にポイ捨てすることは「みよし市ポイ捨て等の防止に関する条例」の規定により禁止されています。美しい景観や自然を守るため、ポイ捨ては絶対にやめましょう。



11月16日(水) 11:00



全国瞬時警報システム(Jアラート)の伝達訓練が11月16日(水)11:00に全国一斉に行われます。

Jアラートとは、自然災害や武力攻撃など、皆さんの安全に関わる情報をいち早くお届けするために整備されたものです。市では、市内56カ所の防災行政無線・防災ラジオ・登録型の情報配信サービス「みよし安心ネット」を用いて情報伝達を行います。

※全国的な気象状況などにより、訓練を予告なく中止する場合があります。



NEWS 119 尾三消防

尾三消防組合予防課 ☎38-7236

みよし市・日進市・東郷町・豊明市・長久手市を管轄する尾三消防組合からのお知らせです。

全国一斉 秋の火災予防運動 11月9日～11月15日

11月9日から15日まで、秋の火災予防運動が全国一斉に実施されます。令和3(2021)年中に尾三消防本部管内で発生した火災85件のうち、建物火災は32件で全体の約4割を占めています。消火器による初期消火を行うことで、被害を最小限にすることができます。初期消火は財産だけでなく、自分自身や家族を守るためにとても重要です。

【初期消火に役立つ住宅用消火器を備えましょう】

初期消火に役立つ住宅用消火器は、誰でも簡単に取扱うことができます。しかし火災の種類に応じて対応できる消火器が異なるため、自宅に置かれている消火器がどの火災に適応しているか確認しましょう。また耐用年数が過ぎ

ているにも関わらず放置されていたり、消火器が置かれていなかったりする家庭が多く見受けられます。この機会に消火器について考え、いざというときに備えましょう。

●適応火災の表示例



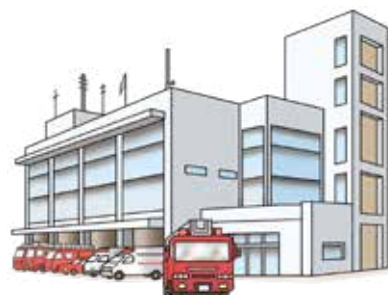
適応火災の種類を絵で表示



◆令和3(2021)年度尾三消防組合一般会計決算

令和3(2021)年度は、歳入総額39億7,158万8千円に対し歳出総額38億9,654万6千円で、歳出予算の執行率は98.1%となりました。

「安全で安心な暮らしを実現できる地域の実現」に向け、消防広域化のスケールメリットを最大限に活用した盤石な消防組織を目指していきます。



犯罪被害者などの人権

平成17(2005)年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日を最終日とする1週間(11月25日か

ら12月1日まで)が「犯罪被害者週間」と定められました。そこで今回は、犯罪被害者などの人権についてご紹介します。

誰もが安心して暮らせる社会の実現をめざし

犯罪などにより被害を受けられた人やその家族または遺族の多くは、命を奪われたり、身体を傷つけられたり、財産を奪われたりという直接的な被害だけではなく、その後もさまざまな被害に苦しめられます。

被害に遭ったことによる精神的なショックに加え、高額な医療費や弁護士費用といった経済的負担、捜査や裁判の過程における精神的・時間的負担などが強いられます。

また興味本位なうわさや中傷、プライバシーをも侵害しかねない執拗な取材・報道によるストレス・不快感、さらには治療や回復の過程での配慮に欠ける対応などの二

次的な被害に悩まされています。

このような状況の中、平成17(2005)年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、その後この基本法に基づき、支援の具体的施策をとりまとめた犯罪被害者等基本計画が三次にわたり策定され、犯罪被害者などが再び平穏な生活を営むことができるよう支援の強化が図られています。

私たちの誰もが犯罪被害者などとなる可能性があります。犯罪被害者などを社会全体で支えていくためには、私たち一人一人が犯罪被害者などの声に耳を傾け、理解を深め、人権に配慮していくことが何よりも大切です。

【参考:愛知県人権啓発ガイドブック「人権の世紀」へ】

犯罪被害者などの抱えるさまざまな問題

現在の社会では、犯罪被害者などについて十分に理解されているとはいえない状況があります。

犯罪被害者などを社会全体で支えていくためには、犯

罪被害者などが実際にどのような体験をし、どのような思いを抱き、何に苦しめられているかを知る必要があります。

直接的被害	犯罪により自らの命や家族を失い、体を傷つけられ、金銭などの財産を奪われるといった直接的な被害
心身の不調	突然の予期できない犯罪被害による感情や感覚の麻痺などの反応のほか、その後も気持ちの動揺や落ち着かないなどの精神的な不調、頭痛やめまいなどの身体的な不調
生活上の問題	精神的・身体的な被害について職場で理解が得られず、仕事を辞めざるを得ない場合や、犯罪被害によるさまざまな影響により不本意に転居をせざるを得ない問題
経済的な問題	生計維持者を失う場合や、就業が困難になるなど収入が途絶え経済的に困窮する問題。また警察や病院へ行く際の交通費、葬祭費、医療費や、弁護士を依頼した場合の費用など予期しない出費
周囲の人の言動による傷つき	犯罪被害者などに関する誤解や情報不足から、周囲の人たちからの支援が受けられないことによる社会的な孤立。周囲の人たちからの中傷や心情に沿わない安易な励ましや慰めによる傷つき
捜査、裁判に伴うさまざまな問題	捜査や裁判の度に犯罪被害のことを思い出すこと。捜査や裁判への出席のための時間的・身体的な負担。裁判で加害者と法廷で直接向き合い加害者側からの主張を受けることによる心身の負担

犯罪被害者などへの支援の必要性

犯罪被害者などは、事件で直接的被害を受けた後、身の不調、生活上や経済的な問題、周囲の人の言動による傷つき、捜査、裁判に伴うさまざまな問題などを抱え

ながら生活しています。このため、犯罪被害者などが直面するさまざまな問題を解決し、再び平穏な生活を営むことができるような支援が必要となります。

法務省では

法務省の機関である検察庁では、被害者からの相談に応じたり、事件の処分結果をお知らせしたりするなど、被害者の保護と支援を行っています。また犯罪による被害者や遺族などに対して、検察庁で行っている保護や支援の制度について、捜査や裁判などの各段階に応じて記

載したパンフレットを作成しています。パンフレットに不明点がある場合や、被害相談、事件に関する問い合わせを行うことができるように、専用電話として被害者ホットラインを全国の地方検察庁などに設けています。

【「犯罪被害者の方々へ」(法務省https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html)をもとに市作成】

●被害者ホットライン

被害者が、検察庁へ被害相談や事件に関する問い合わせを行うことができます。夜間や休日でも留守番電話やファクスの利用ができますので、名古屋地方検察庁(☎・FAX052-951-4538)にお気軽にご連絡ください。



●被害者支援員制度

被害者や遺族などの負担や不安をできるだけ和らげるため、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を全国の地方検察庁に配置しています。被害者支援員は、被害者からのさまざまな相談への対応、法廷への案内・付き添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続きの手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面などの支援を行っている関係機関や団体などを紹介するなどの支援活動を行います。

【法務省ウェブサイト(https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-2.html#2)をもとに市作成】

◆市民の皆さまへ

犯罪被害者などに対しての、不誠実な言動、理解や配慮に欠ける言動、誹謗中傷などの行為は、精神的な苦痛、身体の不調、名誉毀損、平穏な生活の侵害、経済的な損失など、犯罪被害者などへの二次的な加害へと繋ぐ

る行為です。犯罪被害者などが置かれている状況を正しく理解し、二次被害が生じることのないように十分に配慮し、地域や職場、学校など、社会全体で犯罪被害者などを支えていくことが求められています。

プラスα

●人権擁護委員のひとこと いずはらまこと 伊豆原誠さん

テレビや新聞、インターネットなどで毎日さまざまなニュースが流れています。この中には犯罪についてのニュースもあり、犯罪の加害者や被害者、経緯などについて報道されることがあります。犯罪は被害者の人権を侵害する許されざる行為で、被害を受けた後にさらに負担を強いられることがあります。自分や家族、友人など大切な人が犯罪被害にあったとき、私たちはその人のために何ができるでしょうか。誰もが犯罪被害者になる可能性はあります。被害者となった人たちが置かれている状況や心情を、私たち一人一人が正しく理解し、自分事として考えていく必要があります。犯罪被害者や家族が安心して暮らせるような社会であってほしいと願っています。

